

○交通反則通告事務の専決に関する訓令

昭和43年7月4日

本部訓令第21号

(目的)

第1条 この訓令は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第9章の規定に基づき、警察本部長が行なう交通反則通告事務のうち、交通部長および交通反則通告センターの通告官（以下「通告官」という。）に専決させる事務について必要な事項を定めることを目的とする。

(交通部長および通告官の専決事務)

第2条 交通部長は、次に掲げる交通反則通告事務を専決することができる。

- (1) 法第127条第2項前段の規定による是正通知または同項後段の規定による是正通告の決定
- (2) 交通反則該当事件として検察庁から逆送された事件の処理
- (3) その他軽微で、かつ、定例的な通告に関する事務で警察本部長の取扱いを必要としないもの

2 通告官は、次に掲げる交通反則通告事務を専決することができる。

- (1) 法第127条第1項の規定による交付通告または送付通告の決定
- (2) 法第129条第1項の規定による仮納付をした者に対する反則金相当額の還付通知
- (3) 法第129条第2項の規定による公示通告の決定
- (4) 法第129条第4項の規定による歳入徴収官に対する反則金相当額の還付事由発生通知
- (5) 歳入徴収官に対する仮納付をした者への反則金相当額の還付通知を完了したことの報告
- (6) その他軽微で、かつ、定例的な通告に関する事務で、警察本部長または交通部長の取扱いを必要としないもの

3 交通部長および通告官は、前2項に規定するもののほか、重要もしくは異例に属する事項または法令の適用に疑義のあるものについては、警察本部長の決裁を受けなければならない。

(報告)

第3条 交通部長および通告官は、前条の規定により専決した事務の概要を、警察本部長に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和43年7月4日から施行する。